



方法意見書

名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価方法書についての名古屋市環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成30年4月24日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

(1) 全般的事項

現在、名古屋市富田工場において類似の設備更新工事を行っていることから、富田工場の工事実施によって得られた知見を活かして、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 大気質

大気質の予測においては、気象条件を適切に設定することが重要である。地上気象の調査にあたっては、周囲の建造物が風向・風速に影響を与えるおそれがあるため、堤防等による影響を考慮し、適切に実施すること。

(3) 悪臭

方法書では、環境影響評価の項目として工事中の悪臭を選定していないが、ごみ処理施設の設備更新事業であることから、工事中にごみピット等からの悪臭が漏れいするおそれがある。したがって、工事中の悪臭を環境影響評価の項目として選定しない場合は、その理由を示すとともに、必要に応じ適切な措置を検討すること。

(4) 振動

振動の予測、評価に際しては、主要な振動発生源となる設備機器やその設備機器が設置される建屋の基礎は一定程度の大きさがあると考えられるため、設備機器を点の発生源とみなした振動伝搬理論式による予測だけでなく、現況の施設及び類似施設（破碎設備）における振動の測定値も考慮して評価を行うこと。

(5) 土壌

事業予定地内では土壌汚染が報告されていることから、掘削予定場所にお

いて適切に土壤汚染調査を行うとともに、汚染土壤を掘削する場合には、工事の実施に伴い汚染土壤が周辺に拡散することがないように適切な措置を検討すること。

(6) 生態系

動物については、事業予定地近傍にラムサール条約登録湿地があることから、鳥類への影響を考慮して、環境影響評価の項目に選定しているが、生態系については選定していない。

事業予定地近傍において、鳥類を含めた生態系全体への影響の可能性が考えられるため、生態系について環境影響評価の項目として選定しない場合は、その理由も記載すること。

(7) 緑地

事業の実施に伴う緑地の新設又は改変により、新たな樹木等の植栽を計画する場合は、生物多様性の保全に留意した種の選定を行うこと。

2 その他

(1) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。

(2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。